

答弁書第一八号

内閣参質一六九第一八号

平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員糸数慶子君提出米国におけるジュゴン訴訟についての政府の見解等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米国におけるジュゴン訴訟についての政府の見解等に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の訴訟は、米国の法律に基づき、米国の裁判所において、米国国防省及び米国国防長官に対して提訴されたものであり、また、今般の判決において、米国国防省に対し追加資料の提出を求め、それまで訴訟の進行を保留するなど、現在も係争中であると承知している。このようなことから、政府として当該判決の内容について見解を示すことは、適當ではないと考えている。

二及び三について

一について述べたとおり、御指摘の訴訟は、米国の法律に基づき、米国の裁判所において、米国国防省及び米国国防長官に対して提訴されたものであり、今般の判決についての対応は、まずは米国政府としての判断がなされるものと考えている。

いずれにせよ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づき、平成二十年一月二十一日に沖縄県知事から提出された意見を勘案する

二
など適切に手続を進めているところである。

四について

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、随時日米間で情報交換等を行ってきているところである。